

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 6 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和元年6月28日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正)
日程第3	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第4	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正)
日程第5	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第6	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて (組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)
日程第7	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号)
日程第8	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第9	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
日程第10	議案第41号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第11	議案第42号	岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 の一部改正について
日程第12	議案第43号	サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第44号	岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第14	議案第45号	岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について
日程第15	議案第46号	岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について
日程第16	議案第47号	岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について

- 日程第17 議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第20 議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第24 議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第25 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について
- 日程第26 議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について
- 日程第28 議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第29 議案第60号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第30 議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第36 議案第67号 動産の取得について
- 日程第37 議案第68号 動産の取得について
- 日程第38 議案第70号 付帯控訴の提起について
- 日程第39 議員派遣について
- 日程第40 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第33号から議案第68号までの議案36件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第70号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第70号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第37 議案第68号 動産の取得について

○田畑議長 日程第2 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）件から日程第37 議案第68号 動産の取得についての件までの議案36件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案36件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月20日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）のほか議案21件です。

当委員会は、6月24日月曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線関係の議案について、今期の委員会は、現場写真等の資料により審査を行うことを全会一致で決定いたしました。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第60号 損害賠償の額を定めることについて、議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第66号 市道路線の認定について、議案第67号 動産の取得について、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第34号、議案第35号、議案第38号の所管部分、議案第40号及び議案第41号は承認、議案第44号、議案第60号、議案第61号の所管部分、議案第64号、議案第65号及び議案第67号は可決、議案第66号は認定しました。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について、議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について、議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について、議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で、議案第33号は承認、議案第42号、議案第43号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中での主な質疑を報告いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）については、条例改正による影響はどのように見込んでいるのか。仮ナンバ

一取得の際の費用は該当するのか。について。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正について）、質疑はありませんでした。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）についてでは、地方活力向上地域とはどこの地域か。について。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分については、地方消費税交付金及び地方交付税の算定について計算の見直しは考えていないのか。不動産の売却について売却後の利用方法は。PCB調査委託料についてこの調査の場所はどこか。危険ブロック塀撤去補助金の見直しは考えていないのか。また、公共施設について調査は行われているのか。経営体育成支援事業補助金について当初の計画はどのようなものを想定したか。について。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）についてでは、水洗化助成金について当初の見込みと実績は。について。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）についてでは、昨年度、墓園のPRはどのように行ってきたのか。について。

議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでは、利用料が高いという認識はあるのか。について。

議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正についてでは、利用料が高いという認識はあるのか。について。

議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について、議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について、議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第60号 損害賠償の額を定めることについては、グレーチングのすき間があいた原因は。どのような場合に損害賠償が発生するのか。このような事故が起きないようにするために、今後どのような対応を考えているのか。また、職員に対して研修等は実施しているのか。について。

議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分については、住民票等の申請書について、令和の表記の対応はどうするのか。防災公園の面積等、詳細について。また、防災の拠点として考えているのか。について。

議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第66号市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第67号 動産の取得については、どこの団が対象となっているのか。今後、順次買いかえていくのか、その計画は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月20日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）のほか議案15件です。

当委員会は、6月25日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第68号 動産の取得について、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第36号、議案第37号、議案第38号の所管部分及び議案第39号は承認、議案第61号の所管部分、

議案第62号、議案第63号及び議案第68号は可決しました。

議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について、議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について、議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について、議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）については、改正理由についてどのように受けとめているのか。和歌山県下統一の内容なのか。対象者のアップ額は。また、対象人数は。について。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）については、名称を変更したことによりわかりにくくなっていないか。名称の下に事務内容を表示する等の対応は考えていないのか。他市と名称をあわす等、市民にわかりやすい表記にならないのか。について。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分については、一般廃棄物廃棄手数料の額がふえているが、企業はどれぐらいふえたのか。また、事業系ごみの減量に対する対策は。ごみが他市から持ち込まれている場合のチェック体制は。について。教材用備品購入費減額の理由は。工事請負費の減額理由について。また、小学校のフェンス等、計画的にチェックしていく必要があるのではないか。清掃業務委託料について減額の理由は。また、調理場でのネズミ等の対策はどうしているのか。について。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、歳出でそれぞれ減額理由について。また、介護保険制度の変更がサービスの低下につながっていないか。事業所に対する指導監督の内容はどうか。食の自立支援事業の内容及び減額理由について。

議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正については、消費税分はどのような使い方をするのか。について。

議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

では、資料館で根来塗に貸与しているところの値上げはどうか。また、契約の内容と実施の時期は。について。

議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正については、ろくろについても値上げとなっている理由は。について。

議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正については、グランドピアノや展示用パネルが値上げになっている理由は。入場料無料と有料に分けているのはなぜか。また、スポーツ少年団から使用料を取っているのか。について。

議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正については、夜間照明料の算出根拠は。また。野球とソフトボールで料金が違う理由は。照明をLED電球に切りかえはしないのか。について。

議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正については、消費税分はどのような使い方をするのか。冷暖房の空調料金は含まれるのか。あいあいセンターの一部を貸与している事業者については値上がりするのか。また、契約の内容と実施の時期は。について。

議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正については、消費税分は社会福祉に使われるのか。また、料金が上がることによりお風呂の利用が少なくなるのか。いわで御殿の一部を貸与している事業者については値上がりするのか。また、契約の内容と実施の時期は。について。

議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分については、認定こども園について、指導・チェック体制の内容はどうか。また、その結果、児童数、保育士数に問題はなかったのか。3歳以上副食費の金額は。また、いつ決まるのか。について。

議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、共済組合負担金はどのように算出されるのか。について。

議案第68号 動産の取得については、パソコンは買いかえるのか、新たに設置するのか。インターネットに接続はするのか。また、維持管理はどのようにするのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）の件、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）の件、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）の件、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）の件、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）の件、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第60号 損害賠償の額を定めることの件、議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の件、議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第66号 市道路線の認定の件、議案第67号 動産の取得の件、議案第68号 動産の取得の件、以上、議案18件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第34号から議案第41号、議案第44号及び議案60号から議案第68号までの議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第41号までの議案8件は、原案のとおり承認、議案第44号及び議案60号から議案第65号並びに議案第67号及び議案68号の議案9件は、原案のとおり可決、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第33号について反対討論を行います。

この議案を審議する上では、国の政治における動向と対応面を見る必要があります。現在の自民党・公明党の政権は、大企業優遇、大金持ち優遇の政治を続けてきています。

今回の議案は、自動車業界での大企業の要望を受けて、さらに自動車業界のもうけを促進するための施策として行われてきたものです。消費税増税に合わせて、国内自動車市場の活性化を目的としていますが、保有に係る自動車税の大幅減税を要望する自動車業界での意向を色濃く反映した車体課税となっています。

自動車税については、増税後に購入した新車のみ引き下げを行い、地方生活の手足となっている軽自動車においては、2014年度の改定で大幅に引き上げられたままになっており、今回の税改正では対象外になっている点など、税制改正そのものが自動車業界の要請に応えたものであることを指摘し、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正され、4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正について専決処分を行ったもので、改正の根拠等も明確であり、必要な改正であると認められます。

また、今回の改正の主なものである車体課税の大幅な見直しについても、消費税率10%への引き上げ対策及び環境性能や安全性のすぐれた軽自動車の普及を図ることを目的としているため、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第33号に対する討論を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、本年10月からの消費税率の引き上げによって使用料の改正が行われる内容のものです。改定理由として、社会保障の安定的財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うためなどと正当化し、市民に負担増を押しつけようとしています。

しかし、5%から8%への引き上げ時、安倍首相は3%分は社会保障のためと言いましたが、社会保障に使われたのはわずか1%です。1989年の消費税導入時から2018年度までの消費税収は累計372兆円、89年度以降の法人資産税の税率引き下げによる税収額は累計291兆円となっており、ほとんどが法人減税の穴埋めに使われたのが実態です。

市民生活からいえば、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。実質賃金は下がり続け、年金受給額は減らされ、金融資産を持たない世帯が全世帯の3割を超えるなどの格差と貧困は拡大しています。今回の消費税率引き上げは、政府が消費が持ち直していると判断したことを理由として、税率アップの根拠としています。

しかし、総務省の家計調査によれば、一般家庭の消費支出は、5年連続でマイナスとなっています。一番深刻なのが消費税増税から一貫して消費の低迷が続いていることです。前回の消費税率引き上げの駆け込み消費が起きる前の2013年の家計消費額364万円が、2018年は339万円と年額25万円も落ち込んでいます。

一般家庭で、月2万円の節約は大変な苦勞をしなくてははいけません。一般家庭が財布のひもを引き締めるときに、消費税の引き上げは暮らしも経済も大打撃となります。今、多くの国民が消費税の引き上げを反対を示しており、消費税容認の方からも、10月からの引き上げには反対の声が各地で上がっています。

市は、施設の利用率として、消費税を預かって納めるわけではなく、電気料金などの施設維持に充てるといふ、そんな便乗値上げは許されず、増税分をそのまま市民に転嫁しようとする市の姿勢は市民に寄り添ったものではないと考えます。

他市と比べても高くなっている施設利用率、公共施設利用率の値上げによって、市民の活動回数が減る可能性があります。これは市民サービスの後退となります。

消費税の転嫁は、負担の公平性の観点からやむを得ないという議論もあります。長期的に見れば、行政施設等ほどの市民も活用する可能性があり、行政サービスもどの市民も利用し、恩恵を受ける可能性が高いものです。また、住民が施設や行政サービスを活用して生まれる成果物は、地域の文化力を高め、地域のスポーツ力を高め、市民の健康維持につながり、地域に良好なコミュニティをつくるなど、市民生活及び地域に広く貢献することになるものです。

そのことを考慮すれば、使用料等に消費税を転嫁しないという選択をしても、市民に不公平は生まれないと考えます。消費税は、低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。

消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第42号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがされております。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているとのことでもありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

大まかな部分につきましては、議案第42号で申し上げたとおりでございますが、消費税は低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率を引き上げにそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第43号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、先ほども申し上げましたとおり、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税率及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料の見直しがなされております。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているとのことでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第43号に対する討論を終結いたします。

議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を求めます。

市來利恵議員。

- 市來議員 議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

大まかな部分は、先ほどから申しているとおりでございます。消費税は、低所得の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

- 田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

- 吉本議員 議案第45号につきまして、私は賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、先ほどと同様に、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料の見直しがなされております。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでもありますので、私は賛成といたします。

- 田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 田畑議長 以上で、議案第45号に対する討論を終結いたします。

議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由として、消費税は低所得の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民

にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第46号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、先ほど来と同様に、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。また、仮に消費税率が引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでもありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、私は反対の討論を行います。

消費税の増税は、本来必要ありません。こういうのは、元国税調査官の大村大次郎氏、消費税という巨大利権を上梓し、消費増税で潤う者を糾弾をしております。本丸は財務省です。各省庁の予算を精査し、予算を配分するのが彼らですが、大きな金を動かすと、必然的に大きな権力が生じます。この権力を維持するためにも、安定税収は必要なものであります。

それに最適なのが消費税だということでもあります。消費税や法人税は、政治家の都合で簡単に引き下げられてしまうのに対し、消費税は、一度導入すれば後に上げるだけですから、こうした利権の目当てに、麻生太郎総務大臣も、今回こそは消費増税延期を全力で阻止する構えであります。

そもそも政府は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大を補うために消費増税が必要と宣伝しているのは、これこそ大うそであります。まず、財政赤字がふえた最大の要因は、社会保障費のせいではなく、バブル崩壊以降、狂ったように公共事業を行った結果です。1年当たり63兆円で、これに対する社会保障費は15兆円ほどであります。

また、消費税は、社会保障のために導入されたというのもうそで、消費税導入や増税と同時に、法人税と所得税が下げられてきた経緯があります。この30年間で法人税と所得税を合わせて、税収は14兆7,000億円で減少し、これに対して消費税による税収は17兆6億円であります。この差額は、わずか3兆円ほどであります。

今回、民俗資料館使用料について、根来塗団体には、岩出の伝統文化継承であり、年間1万290円、月に直すと857円で貸し出しておりますが、本日、会派室に届けら

れた行政財産使用許可書によれば、この金額の10分の1としております。また、水道料は10分の1、電気料金は2分の1としているのであります。

しかし、ここで作成された商品については、近鉄等での展示即売会をしており、営利団体そのものであります。この団体には値上げをしないで、市民負担になる使用料についてのみ上げることは全く理解できません。

よって、この議案に反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであり、私は適正であると考えますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

消費税は低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、この議案に反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第47号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

消費税は低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第48号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○田畑議長 以上で、議案第48号に対する討論を終結いたします。

議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論とします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第49号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。

また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、私は反対の立場から討論を行います。

安倍政権が10月に予定している消費税増税に反対する人が60%に上がることが、本社加盟の日本世論調査が1日、2日に実施した全国面接世論調査でわかる。負担増や景気への悪い影響に懸念が根強い、キャッシュレス決済へのポイント還元など、景気の底割れを防ぐための経済対策にも61%が反対し、十分な理解を得られていない実態が浮き彫りになっております。

米中貿易摩擦などで世界経済の減速懸念が強まっている中、景気の現状を悪化傾向と見る人は57%に上り、改善は39%にとどまっております。改善が51%で、悪化が44%であった昨年6月の調査から逆転をしているのであります。

増税反対の理由は、低所得者の負担が重くなる逆進性の問題を上げる人が最多の33%で、税金の負担増が大変だと考える人と景気への悪影響を懸念する人が、いずれも23%で続いております。

賛成する人では、年金や医療、子育て支援など社会保障の充実に必要との理由が40%と最も多かったのであります。クレジットカードなどキャッシュレス決済の利用者を優遇するなどの景気対策は、年齢層が上がるほど反対がふえ、高年層60歳以上では70%に達し、現金志向が強い高齢世帯にはメリットだと捉えていないのであります。

軽減税率の導入の反対は59%、賛成が48%で拮抗しております。景気を悪化傾向と見る理由を聞くと、給料やボーナスなど収入がふえていないというのが38%で、消費の伸び悩みを上げる人も18%おります。

安倍政権の経済政策、アベノミクスには期待しない、余り期待しないとの回答が50%で、ある程度を含めて期待するとした48%をわずかに上回っております。

映画監督山田洋次は、消費税10%ストップネットワークで、このままでは国民の生活へさらなる打撃を与え、貧困化は一層強まるとして運動を展開をされております。

このような現状の中で、市民の声は切実であります。今回のスポーツ広場の値上げについて、なぜ性急に消費税が上がるとして市民の利用者に負担を求めるのか。県下の自治体で、即値上げをしているのか。岩出市の財政から見ても十分な余裕のあることは、今年度の補正においても積立金1億3,000万円から基金に積み立てているのであります。

このような実情の中で、今回の使用料値上げについては、私は反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第49号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

私は適正と考えますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第50号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第51号につきましても、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

消費税増税について、税収の大半はどこへ行ったのか。消費税の税収の大半は大企業と高額納税者の優遇に使われているのであります。今回の消費税増税で、安倍政権は待機児童問題の解決を目玉政策としていますが、3,000億円もあれば足りずし、消費税の税収から法人税、所得税の減収分を差し引いた3兆円から十分捻出できるのであります。

待機児童問題は目くらましに使われているだけで、そこに厚生省も便乗して、そして財務省とともに消費税増税を主導してきたのが経済連こと日本経済団体連合会であります。消費税を上げて法人税を下げよというのが経済連の本音で、実際は1988年まで43.3%だった法人税は、2018年には23.2%と半減をしております。経済連は大手企業を中心につくられた組織であり、大企業だけが得をする主張をするのが当然である団体であります。経済連の連中の大半は、自社の大株主ですが、株の配当所得の税金も、この間、大幅に下げられ、二重にもうかっております。

また、経済連加盟団体の中で最も消費税を押ししていたのが、経済連幹部を多数輩

出している大手自動車メーカーだというのであります。10月の消費税増税と同時に、自動車税の引き下げが決まっています。その見返りに、安倍晋三首相が率いる自民党への献金額は、日本自動車工業界が1位のほか、日産やホンダも大口献金企業として名を連ねております。

さらに、輸出比率が高い自動車メーカーは、消費税の戻り税という制度でも利益を懐に入れているのであります。消費税は国内で消費されるものだけにかかります。しかし、輸出用の商品にも製造段階の材料費には消費税がかかっているのです、これを還付する制度であるといいますが、実際には力の強い発注元に対して、下請企業は、製品、部品、過去に消費税を転嫁できないのが実態であります。ゆえに戻し税を輸出企業は丸もうけをしていることになっているのであります。

戻し税でもうかっているのは、大手自動車メーカーだけでなく、商社では三井物産がトップで867億円、その他メーカーではソニーが最多で642億円であるのが、12月・3月期の内容であります。

毎日使用するものは値上げしないでほしい、値下げしてほしいというのが、市民の切実な声であります。年金生活者は引き下げられ、ますます苦しいのが現実であります。今回の値上げに対して、施設の一部を許可している団体には値上げすることを先延ばしして、市民の負担のみ先行していることは許しがたい岩出市の問題であります。

よって、この議案には反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第51号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

私は適正と考えますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第51号に対する討論を終結いたします。

議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第52号につきまして、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第52号に対する討論を終結いたします。

議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそ

のまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第53号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第54号について、賛成の討論を行います。

従前どおりの理由でございますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第54号に対する討論を終結いたします。

議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第55号について、賛成の討論を行います。

この条例につきましても、先ほど来と同じように、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第55号に対する討論を終結いたします。

議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第56号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましても同様に、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第56号に対する討論を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第57号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましても同様に、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第57号に対する討論を終結いたします。

議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、消費税は、低所得者層の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第58号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましても同様に、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

毎日使用するものは値上げしないでほしい、もっと一層の経費削減努力を検討すべきである、値下げしてほしい、他市より高い、生活に不可欠な下水道使用料値上げにはしないでほしい、年金生活者のため値上げは厳しいなど、市民の声は切実であります。

長引く不況のもと、暮らしは年々収入が落ち込み、医療、年金、介護などの負担はふえて苦しくなっていくばかりであります。

今、年金、社会保障財源を確保するためと言いながら、口実に消費税率が3%、5%、8%、10%と引き上げられようとしているのであります。消費税は金持ちには負担が軽く、庶民には重い最悪の税金で、本来なくすべきものであります。それを値上げして、社会保障、福祉を支えるというのは本末転倒であります。消費税収入は、法人税の減税分に匹敵し、消費税が導入されて以降、社会保障や福祉は悪くなるばかりであります。

欧米での何倍もの公共事業予算を削るなど、税金の使い方を変え、さらに大企業の税金の負担をヨーロッパ並みに引き上げるなど、税金の集め方を変えれば、社会保障や福祉の財源をつくることは可能であります。

消費税の税率を廃止することが家計の直接財布を温め、景気の回復につながるものであると考えております。

よって、この値上げの議案については反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第58号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

私は適正と考えますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について、消費税は、低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第59号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものでありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について、私は反対の立場から討論を行います。

この議案も、さきの58号と同様に問題点があります。なぜ改正しなければいけないのか、市民には理解できません。消費税率を10月から2%値上げしようとする折、岩出市はそれに便乗して、工事費用の分担金を13ミリ口径を21万6,000円から22万円、この値上げによる和歌山県下の御坊市では5万円、橋本市では15万4,000円であり、ますます開きが大きくなっております。特に75ミリ口径では、御坊市は166万4,000円ですが、岩出市は1,916万2,000円と約10倍にもなっているのが現状であります。なぜ、地方自治体はこんなにも差があるのでしょうか。

岩出市の基本的行政姿勢に問題があると言えます。現状の認識は高額であるが、それを是正しないで、市民の負担を増大させているのである。

さらに20立方メートル以上についても是正しないで、消費税が上がるからといって追い打ちをかけて値上げをする。市民の皆さんは20立方メートル以下の世帯もあるのですが、一律に引き上げられて、負担を求める。さらに生活困窮者に対する減免制度も導入しようとしなさい。生きていくための水道水は命の水であります。安易に値上げすることは、市民生活にとってダブルパンチであり、安易に値上げすべきではないと考えております。

さらに、上水道のような企業会計では、仕入れにかかった消費税分を引いた残りの消費税課税分を税務署に納税する義務がある。一般家庭については、消費税法第60条で課税は免除されているので、あえて公共料金に転嫁せず、市民の負担軽減を行うべきであると思っております。

市は施設利用料については、電気や水道の利用について、消費税が増税されるので、維持管理経費などがふえるので、転嫁せざるを得ないとの理由で転嫁をしていますが、地方消費税の増税分を活用して、水道水の値上げを回避すべきであります。

国は、地方消費税交付金は、社会福祉に全額回すと指示していますが、岩出市ではどのように使うのか不明であります。さらに、国は、消費税増税分は社会保障に回すと言いながら、8兆円もの、実際は2億円を法人税の減税に振り向け、2兆円は大型公共事業、結局、6億円は景気対策に回そうとしているのであります。

増税分も地方自治体には、社会保障に回すと言いながら、国は230兆円も内部留保をため込んだ企業に回そうとしているのが実態であります。

こんな国の言いなりにならず、住民福祉の向上の責務を自覚し、公共料金の値上げをやる決断をやめるべきであると私は考えております。

よって、私はこの議案に対して反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第59号について、賛成の立場で討論します。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

適正と考えますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時46分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第70号 付帯控訴の提起について

○田畑議長 日程第38 議案第70号 付帯控訴の提起の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました議案第70号 付帯控訴の提起についてをご説明申し上げます。

3月27日に和歌山地方裁判所において言い渡しのあった平成27年（ワ）第594号損害賠償等請求事件の第一審判決の一部について承服しがたいため、付帯控訴するものであります。

第一審判決では、被控訴人の新池駐車場の明け渡し及び金員の支払い請求は棄却したものの、樋等の入り口などの鍵の撤去について認めております。

しかし、その認定には誤りがあり、被控訴人の池水の利用を妨害しておらず、また、新池駐車場に対する地役入会権は、既に消滅していると考えるため、控訴するものであります。

なお、本事件は、被控訴人からも訴訟が提起されているところであり、この訴訟に付帯して原判決に不服を申し立てるものであります。

以上です。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席で願います。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 今ご提案をされました議案第70号について質疑を行います。

付帯控訴についてであります。今日までの争いの経過及び普通の控訴ではなく、付帯控訴とした理由について、その理由は何なのか。

2番目に、大門池周辺の樋などの鍵に関して、①所有権は岩出市にあります。組合は地役入会権があると既に確定をしております。水利組合は民法294条に基づくものであり、どうして樋の鍵を持つ権利はないのでしょうか。2番目に、現在、樋の鍵等を設置し、それを保有しているが、どのような条文に基づいて、その権利があるとされているのか、民法の条文を示していただきたいと思っております。

3番目に、新池駐車場の地役入会権についてであります。新池駐車場の地役入会権は組合にあると既に最高裁のほうで決定をしております。しかし、付帯控訴に消滅したとあるが、いつから、またなぜ消滅したのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

新池駐車場の賃貸借契約が満了したとして平成16年に契約を打ち切った。契約解除というのであれば、新池をもとの状態に戻して明け渡すのがルールであるが、それについてお答えをいただきたいと思っております。

それから4番目に、和歌山地方裁判所判決では、新池駐車場の地役入会権、水利権を含むことを認めております。しかし、岩出市の付帯控訴を提起する理由には、樋の鍵について……

○田畑議長 尾和議員、これ、「とい」じゃなくて、「ひ」です。

○尾和議員 失礼しました。樋の鍵について撤去することは誤りであると主張している。その主張は、和裁判決に反しておると思いますが、なぜ正しいのか、その理由を聞かせてください。

それから、5番目に、賃貸料として支払ってきた金額及び返済請求をするのかどうか。

6番目に、大門池等に関して、弁護士に支払ってきた今日までの当初からの金額は幾らなのか。

7番目に、原点に戻り、円満解決への取り組みをしようとしているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の質疑にお答えしたいと思います。まず最初に、今回の追加議案は、大門池・新池両ため池水利組合が本年3月27日の和歌山地方裁判所の判決に対して不服があり、大阪高等裁判所に控訴したため、それに付帯する控訴として提起するものであるということをもまず申し上げておきます。

それでは、まず1点目、今日までの争いの経過ということですが、過去の経過につきましても、今回の提訴に関係ございませんので、答弁は控えさせていただきます。

次に、付帯控訴とした理由ですが、市といたしましては、前訴を含め、裁判が長期化しており、無益な争いは避けるべきと考え、控訴しませんでした。しかし、被控訴人から控訴状が提出されたことから、対抗措置をとらざるを得ないと判断し、付帯控訴に至ったわけでございます。

2点目、鍵に関しての質疑ですが、市といたしましては、所有権に基づき、防災面・安全面から、市みずからが管理すべきものと考えておりますので、和歌山地方裁判所の判決で認められなかった部分について、改めて判断を仰ぎたく付帯控訴するものでございます。

3点目、地役入会権につきましても、1点目、2点目については、係争中のため答弁は控えさせていただきます。

4点目につきましては、先ほど申しましたとおり、所有権に基づき、防災面・安全面から、市みずからが管理すべきものと考えてございます。また、水の利用について、妨害をしていないにもかかわらず、妨害していると言われていることについては不服であるという考え方でございます。

5点目、賃貸料は総額で4,703万2,200円でございます。返済請求につきましては、係争中のため答弁は控えさせていただきます。

6点目、弁護士に支払った金額ですが、平成16年度から27年度までの総額で670万600円でございます。

7点目、市としましては、市の財産を守っていく必要がございます。今回は、水利組合からの控訴に付帯して控訴するものでございます。裁判により結論を出していただきたいということで考えてございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 基本的に、この事案については、和歌山地方裁判所の判決に基づいて不服があると。和歌山地方裁判所、3月27日の判決は、鍵については撤去せよという判断であるんですけども、それに対して不服があるということでしょうか。それについてお聞きをしたいと思います。

それから、地役入会権についてですが、これについては既に確定をしていると。前の裁判において確定しているにもかかわらず、地役入会権を組合にはないとしているのはなぜか、これは理解できないので、再度答弁をください。

それから、今回の賃貸料返済請求についてですが、これについては、今までに請求をした経過があるのか、これについて再度答弁をください。

それから、最後の点であります。非常に岩出市と岩出市民との間の遺恨を残す裁判であり、長期になっていると思うわけであり。早期に円満解決への話し合いというのは提起をしていこうとする考えなのか、それとも、この高裁に控訴してとことん最高裁まで争うという姿勢なのか、それについて再度ご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 再質疑にお答えいたします。

まず1点目、鍵について不服なのかということですが、今回、付帯控訴する考え方は鍵の撤去、それから訴訟費用の負担というこの2点でございます。

それから、2点目の地役入会権の問題ですが、この内容につきましては、控訴審

において争点となることが予想されるということで、答弁については差し控えさせていただきます。

3点目の過去の賃貸料の関係ですけれども、今後、控訴審が開かれ、関連する事項が審理されるということから、答弁は差し控えさせていただきます。

それから、最後に、円満解決に向けてということでしたが、先ほどお答えいたしましたとおり、裁判が長期化しておるということで、無益な争いは避けるべきと考えまして、控訴による裁判の長期化を避けたということですが、今回、控訴されたことによりまして対抗措置をとらざるを得ないと判断して、付帯控訴に至りました。

市としましては、控訴された以上は受けて立たざるを得ないものと、このように考えます。したがって、ここまで来ましたら、裁判によって結論を得るのが円満解決へのあり方ではないかと、このように考えてございます。

議員のおっしゃるように、円満解決に向けて付帯控訴するものでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第70号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号につきまして、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第70号 付帯控訴の提起の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第70号、大門池付帯控訴に対する反対討論を私を行います。

さきの和歌山地方裁判所の判決において、大門池周辺の鍵を撤去せよと下されました。しかしながら、岩出市はそれに逆らって、再設置が必要であり、損害賠償請求等について付帯控訴をしてきた。新池駐車場の明け渡し請求とそれへの侵害に対

する損害賠償請求について、水利組合の地役入会権について特段の合意がなくても、当然に本件土地に対する使用収益機能を制限し、上記明け渡し請求を正当化するだけの慣習は存在すると認めるか否かによって決すべきであるとしております。

その上で、大門池について、耕作のための利水という本来的な共同利用のためのほかに、入会ほかを第三者に用益させる利用形態も事実として行われていたと認められるとして、地役入会権には、そうした慣習を有するとあります。

しかし、新池については否定されましたが、新池の役割とこの慣習について、古来より大門池、新池構成員らの米づくりに必須の水がめとして、長年にわたり維持管理をしてきた。それらの築造の時期は明確ではないが、豊臣秀吉の根来寺焼き討ち、1585年以前の寺院配置を示した根来寺伽藍古絵図に描かれていることから、本件両ため池は中世紀には既に存在したことは明らかである。

新池は、大門池の貯留水の供給源であり、和泉山脈からの流れ来る水を一旦受け入れ、大門池へ順次供給する役割である。新池の水は、その水は、サイホン設置後は、それをついて大門池へ送り込んでおり、現在も設置されたサイホンから水路を通じて、常時大門池に注ぎ込まれている。

岩出市の和泉山脈沿いの高低差のある谷間には、大門池と新池のような主従あるいは親子の関係というべきため池は多数あり、例えば、瓦谷上池と同下池、その他、大谷池と後住池等々があります。この場合、上池はその直接の池の下にほとんど耕作地を持たないか、持っけていてもごくわずかであります。

この主たる役割は下池への水補給であり、大門池と新池の場合も、これと同様であります。新池の直接の池の下の耕作地への給水のみが主たる役割とすれば、このような水路を要するため池は必要ではないのである。

新池は大門池に池の水を供給し、共同利用し、契約利用を支えてきているのであります。これが新池の重要な役割であって、直接の池の下の耕作者への配水のみが主たる役割ではない。現在の大門池は、西池水門と東池水門が管渠によって結ばれて、これらの東西ため池は同一水利のため池であり、両方が機能的に一体となって、その役割を果たしているのであります。

中世紀から慣習に基づき、本件両ため池を水がめとする全耕作者を構成員として、大門池・新池両ため池水利組合を組織し、長年にわたり共同して両ため池を維持管理してきたものであります。

新池駐車場についてであります。本件契約は、岩出市から申し込まれたものであり、昭和59年、岩出市は新池のすぐ上手に若もの広場、及び総合運動場等を創設

したが、その際、駐車場が不足していたため、近隣に位置する新池の一部を埋め立てて貸借したいとの申し入れがあった。その事情は、以下の議会提案答弁や証人の陳述等から明らかであります。

これらの一連の流れにおいて、私は、今回、新池の役割及び大門池等の水門鍵については、新池は大門池との一体的役割を果たしていること、新池は駐車場が先に埋め立てられていたのではなく、両者の合意に基づいて埋め立てられ、開始されたものであること、控訴人と被控訴人との合意によって、積極的債権的契約利用の形態が作り出され、それが長期間継続して慣習となっていたこと、これらを考えますと、この付帯控訴は、岩出市民と行政の子々孫々にわたる根深い遺恨を残すものであり、今回の議案については、到底理解はできません。

早期に両者の話し合いにより円満解決を求めるとともに、今回の付帯控訴については、私は反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第70号 付帯控訴の提起について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、新池駐車場の明け渡しや水利組合からの金員の請求等を内容とする損害賠償等請求事件の判決について、付帯控訴の提起を行うものであります。和歌山地方裁判所、平成27年（ワ）第594号、損害賠償等請求事件における判決は、新池の明け渡しや金員の請求については棄却したものの、大門池に設置した鍵の撤去は認めるとともに、裁判費用の一部の負担についても認めるとの内容であり、市の主張がかなりの部分で認められたものの、一部水利組合の主張を認容したものであります。

しかしながら、大門池・新池は岩出市民全体の重要な財産であり、一部の人の権利主張を認めるこの裁判をそのまま受け入れることは納得できないため、付帯控訴の提起を行うことに賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第70号 付帯控訴の提起について、私は賛成の立場で討論いたします。

和歌山地方裁判所は、今回の判決において、新池の明け渡し及び金員支払い請求については棄却したものの、大門池に設置した鍵の撤去や裁判費用の一部の負担に

ついて、水利組合の請求を認めております。

しかしながら、この判決は、池の所有者である市がみずから池を管理することを否定することになり、今後の防災面・安全面で問題があるため、鍵の撤去は認められるべきではないと考えます。

よって、この判決をそのまま受け入れず、水利組合の控訴に対抗し、付帯控訴の提起を行うことに賛同いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第70号に対する討論を終結いたします。

議案第70号 付帯控訴の提起の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議員派遣について

○田畑議長 日程第39 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に今後変更があった場合、その決定につきましては議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に今後変更があった場合、その決定につきましては議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第40 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を7月2日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を7月2日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時22分)